
旭川市地域自治推進ビジョン

改訂版

令和8年（2026）年4月

旭 川 市



目 次

旭川市地域自治推進ビジョンの改訂に当たって	1
推進ビジョン策定の流れ	2
【第1章】 地域活動のこれまでの取組と現状	3
1 地域自治推進の背景	3
2 本市の地域活動団体の状況	3
【第2章】 本市が目指す「地域自治」のかたち	6
【第3章】 地域自治推進の基本目標	
基本目標 1 組織間の連携促進と機能強化	7
基本目標 2 行政支援と機能の充実	8
基本目標 3 地域の活動拠点機能の整備・充実	9
基本目標 4 地域範囲の最適化	10
基本目標 5 情報共有体制の強化	11
基本目標 6 地域活動参画に向けた環境づくり	12
【第4章】 地域自治推進の優先課題と具体的な取組	
1 町内会活動の負担軽減	13
2 新たな担い手の育成・確保	14
【第5章】 地域自治推進の基本目標の取組の方向と具体的な取組	
1 組織間の連携促進と機能強化	15
2 行政支援と機能の充実	17
3 地域の活動拠点機能の整備・充実	18
4 地域範囲の最適化	20
5 情報共有体制の強化	21
6 地域活動参画に向けた環境づくり	22
推進ビジョンの目標（ロードマップ）	23
旭川市地域自治推進ビジョンにおける考え方（体系図）	24

参考資料編

・ 本市における人口・世帯数・人口構成の推移	2 6
・ 地域活動団体の状況	2 8
・ 地域別人口（地域まちづくり推進協議会 所管区域）	3 0
・ 地域まちづくり推進協議会の取組状況	3 1
・ 町内会等活性化事業の取組状況	3 2
・ 市民の企画提案による協働のまちづくり事業の取組状況	3 3
・ 地域・機能別の主な市有施設の状況	3 4

旭川市地域自治推進ビジョンの改訂に当たって

本格的な人口減少と高齢化が進む状況において、地方自治体は、持続可能で個性豊かな地域社会を形成していくため、多様化・複雑化する住民ニーズや地域課題に総合的に対応していく必要があります。

また、住民が快適で安心な暮らしを営めるよう、地域社会を支える多様な主体が、それぞれの組織の枠を超えて連携を深めていくとともに、実現したい未来の目標像を共有していくことが重要です。

本市では、「住民が地域の課題を共有し、解決策を検討する個性ある多様なまちづくりを推進していく」ことを目的として、平成22年度に地域まちづくり推進協議会を設置しました。その後、市民主体、地域主体などをまちづくりの原則として掲げた「旭川市まちづくり基本条例」(※)を制定し、その理念を更に推進するため、目指すべき姿を全市的に共有し、事業を円滑に推進していくことを目的として、平成26年10月に旭川市地域自治推進ビジョン(以下「ビジョン」という。)を策定しました。

ビジョンの策定から約10年が経過し、その間、異常気象による大規模災害や新型コロナウイルス感染症の蔓延など、社会構造に大きな影響を与える出来事が発生しています。こうした社会的不安の中で住民が困りごとを抱える中、地域活動が停滞し、地域コミュニティの持続が難しい状況が生じています。一方で、自分の身を守る「自助」や国・自治体による「公助」に加え、住民同士が助け合う「共助」の重要性が改めて認識されています。

こうした社会情勢の変化等を踏まえ、これまでの取組状況を整理し、地域活動を持続可能なものとするために優先的に取り組むべき課題を明確化した上で、今後の方向性についてまとめました。

改訂に当たっては、基本目標や目標の達成像などの骨格を維持しつつ、現状の課題を整理し、優先的に取り組むべきことを示しています。

今後とも、このビジョンで示す考え方を十分に踏まえながら、持続可能な活動や新たな共助の担い手との連携、そして活動の負担軽減を通じて、持続可能で安心な地域社会の実現に向け、取組を進めてまいります。

※ 旭川市まちづくり基本条例

～まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、市民主体のまちづくりを更に進めるとともに、魅力と活力に満ちたまちを実現することを目的として策定し、基本原則に「市民主体」「地域主体」のまちづくりを掲げています。(平成26年4月1日施行)

推進ビジョン策定の流れ

第7次旭川市総合計画（平成18年度～平成27年度）

※総合計画～旭川市における最上位の計画

旭川市のまちの姿

地域組織、活動・支援の考え方

旭川市市民活動基本方針（平成18年6月策定）

旭川の地域自治に関する提言（平成23年11月 旭川地域自治検討会議）

旭川市まちづくり基本条例（平成26年4月施行）

まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、市民主体のまちづくりを更に進める。基本原則に「市民主体」「地域主体」のまちづくりを掲げている。

旭川市地域自治推進ビジョン（平成26年10月策定）

市民主体、地域主体のまちづくりを更に進めるため、本市にふさわしい地域自治の仕組みの創出と推進に向け、目指すべき姿（目標像）を掲げ、取組の方向性を示したもの。

第8次旭川市総合計画（平成28年度～平成39年度(令和9年度)）

旭川市まちづくり基本条例に掲げる理念等に基づき、市民や行政などが目指す都市像とその実現に向けた基本的な方向性を示したもの

旭川市地域自治推進ビジョン（令和8年●月改訂）

新型コロナウイルスによる活動停滞や社会情勢の変化、価値観の多様化に伴う町内会加入率、コミュニティ機能の低下を踏まえ、市民主体・地域主体のまちづくりを継続するため、持続可能な地域づくりに向けた目標像と取組の方向性を示したもの

本市が目指すまちづくりの実現に向けて

【第 1 章】 地域活動のこれまでの取組と現状

1 地域自治推進の背景

住民のライフスタイルや意識、価値観が変化し、住民ニーズが多様化、複雑化する中、これまでのように全市一律の行政サービスの提供という考え方だけでは、地域の課題に柔軟に対応することが困難になってきました。一方ではNPOやボランティアなど住民の非営利的活動の広がり（市民活動団体の多様化）があり、地域社会を支える上で必要となる地域活動や協働の担い手として活躍できる仕組みづくりが必要となっています。

地域での課題解決と持続可能な地域自治の実現に向けては、地域活動団体の負担軽減を図りながら多様な主体が連携し、地域づくりを効率的、効果的、持続的に取り組んでいける組織づくりなど、地域の実情を踏まえながら地域自治の取組を進めていくことが必要となります。

2 本市の地域活動団体の状況

地域には地縁団体である町内会や市民委員会のほか、地域には地区民生児童委員協議会や地区社会福祉協議会、消防団、NPO、経済団体をはじめ、様々な地域活動団体が存在しており、それぞれの住民の福祉向上や地域の活性化のための役割を果たしています。

また、学校による地域との協働活動や、企業による地域社会への貢献活動に取り組む動きなども見られます。

・地縁団体

本市では、町内会や市民委員会を中心に、住民の主体的な活動によって地域の連帯性を高め、住みよい豊かな地域づくりやまちづくりを目指して進んできました。

市民委員会は、昭和36年に町内会を母体とした従来の「連合町内会」から、町内会組織と連携・協力を図りながら、民主的なコミュニティづくりを目指して結成され、他都市には見られない自主的、民主的な組織として、町内会の範囲を超えた広い地域の中でまちづくりをはじめとする地域活動を実践しています。

また、市民委員会連絡協議会は、61地区市民委員会の会長と5専門部会の部会長により構成され、地区市民委員会相互の連絡、調整、協議の機能を持ち、市民と行政を結ぶパイプ役も担うコミュニティづくりを推進する組織として、全市的見地に立った取組を進めています。

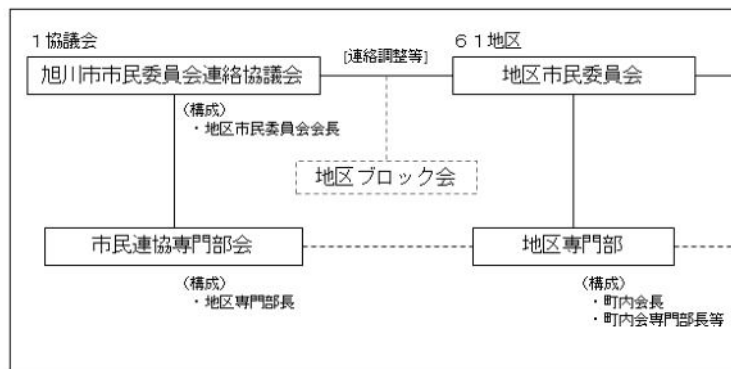
一方で、近年は少子高齢化や核家族化、生活スタイルの多様化などを背景に、組織内での役員のなり手不足や、町内会加入率が低下するなどの状況にあり、持続的な活動に向けての課題となっています。

・地域まちづくり推進協議会

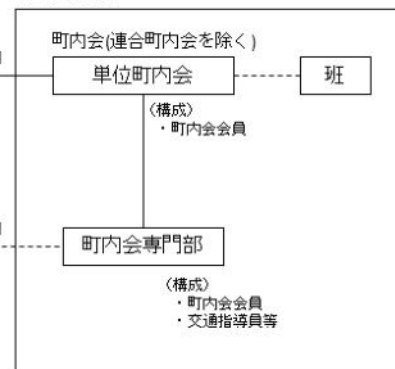
さらに、平成22年度からは、地域特性に応じた個性ある多様なまちづくりの推進を目的として、7つの支所地域に地縁団体や地域で活動する様々な団体等で構成される地域まちづくり推進協議会を設置しています。平成24年度には、全市域に拡大しそれぞれの地域において、課題解決に向けた取組が進められています。

住民組織系統図

市民委員会組織

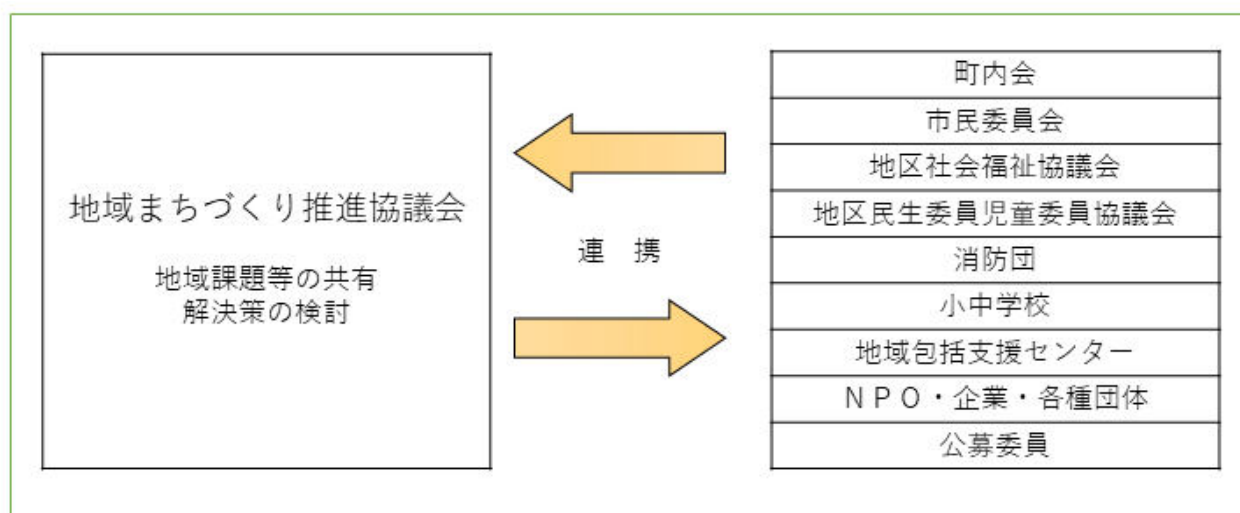


町内会組織



※専門部会は広報部会、交通部会、青少年育成部会、女性部会、防犯部会があり地区市民委員会各部との連絡・調整・協議が進められています。

地域まちづくり推進協議会



【地域自治の現状】

- ・デジタル化の遅れが、事務の円滑化や情報共有、新たな担い手の参画を妨げている。(注1)
- ・地域づくりの基礎単位である町内会への加入率が低下傾向にある。
- ・高齢化が進み、担い手が不足している。(注2)(注3)
- ・町内会活動に対する住民の理解と参加を得づらい。(注2)
- ・町内会等の活動が停滞、硬直化している。(注2)
- ・担い手不足や活動負担により、地域活動やコミュニティの維持・持続が困難となる。(注2)
- ・様々な組織がより連携して活動することが必要である。(注3)
- ・若い世代をより積極的に活動に加える工夫が必要である。(注3)
- ・活動を積極的にPRし、認知度を高めることが必要である。(注3)
- ・様々な地域課題に対して地域が自ら考え実行することのできる仕組みや、地域課題を行政と共有する仕組みが必要である。
- ・市と地域、NPO等がお互いの役割を尊重して協働する仕組みが必要である。
- ・市と地域の双方の地域自治意識の向上が不可欠である。

(注1)「旭川市町内会アンケート」

(注2)「旭川市町内会・自治会長調査」より

(注3)「地域まちづくり推進協議会委員向けアンケート・委員との意見交換」より

注釈 推進ビジョンにおける地域自治と地域活動団体

本推進ビジョンにおいては、市内の各地域で、地域の包括的な課題を解決し、住民の連携を図ることなどを目的に、町内会や市民委員会、NPO、各種団体などによって構成された組織を、町内会・市民委員会等の地縁団体を含めて、「地域活動団体」とし、そこでの住民による主体的な活動や地域と市の協働はもとより、市の地域づくりに対する取組など、より広い範囲の考え方、取組等を捉え「地域自治」とします。

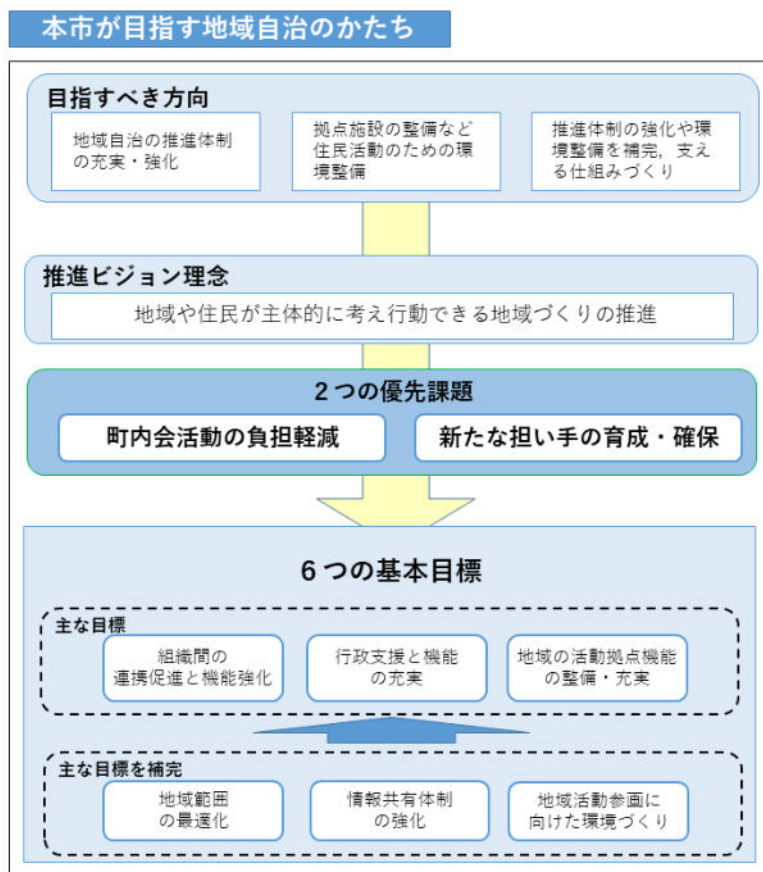
【第2章】 本市が目指す「地域自治」のかたち

本市では、まちづくりの基本原則として、市民主体、地域主体の原則等を掲げており、まちの持続的な発展に向けては、地域の実情を踏まえつつ、地域の特色や魅力を生かした地域づくりを推進していく必要があります。

これまで市内の各地域においては、住民の連携を図り、地域の課題を解決していくため、地縁団体である町内会や市民委員会のほか、地域で活動する様々な団体などで構成された地域まちづくり推進協議会が設置され、住民による主体的な活動や、地域と市の協働での取組、住民組織の連携や機能強化等などが進められてきました。

本ビジョンではこうした地域（住民）主体の取組や考え方、市の地域づくりの取組などを「地域自治」とし、「地域や住民が主体的に考え行動できる地域づくりの推進」を理念に位置づけ、「組織間の連携促進と機能強化」「行政支援と機能の充実」「地域の活動拠点機能の整備・充実」を主要な柱とする基本目標を掲げ、更に、目標達成に向けた、取組の方向性や具体的取組を示しています。

しかし、地縁団体は担い手不足と活動の負担により、その組織や活動の持続性が危ぶまれている状況にあり、ビジョンの理念や基本目標を将来達成するためには、持続可能な地域活動の基盤を確立する必要性があることから、ビジョンの改訂では、取り組むべき優先課題を新たに設けた上で、取組の方向性を示すこととします。目標年次は特に定めませんが、中長期的な展望を持ち、進捗状況を検証しながら本市にふさわしい地域自治の仕組み等を創出し、推進するものとします。



【第3章】 地域自治推進の基本目標

基本目標 1

組織間の連携促進と機能強化

1

目標設定の背景

少子高齢化の進展と人口の減少、ライフスタイルや価値観の変化等による地域の人間関係の希薄化が進み、市民生活に関する課題が多様化、複雑化する中、地震や大雪、豪雨などの自然災害や孤立死、介護疲れなどを原因とした事故や事件など、深刻で重大な課題や社会不安に対応するための地域における支え合いの機能が低下し、生活様式の変化に加え、コロナ禍を経て、地縁団体の維持が難しくなっているところもあります。

一方で、NPOやボランティア団体が、様々な分野で市民や地域向けの事業を展開しているほか、企業による社会貢献活動もみられるようになっており、地縁団体と連携した取組の例も見られます。

地域の課題に対応するには、これらの地域で活躍する様々な団体と連携するなど、持続的な組織連携を進めていく必要があります。

2

目標の達成像

- ・官民の適切な役割分担のもと、地域づくりの基礎単位である町内会が主体的に活動する中で、地域の多様な団体と連携しながら、個々の専門的知識やノウハウなどを効果的に発揮、補完し合うことで、柔軟で持続可能な組織として活動している状態
- ・組織相互の連携など、情報や人的資源等が効果的に共有、運用されることにより、個々の団体、組織の活動が互いに作用し合って充実している状態

基本目標 2

行政支援と機能の充実

1 目標設定の背景

暮らしやすい地域づくりを進めるためには、地域で活動する様々な団体がその特徴を生かし、行政だけでは対応が困難、不十分なところを補完していくことが重要であり、そのためには、それぞれの団体が主体的、機動的に活動しやすい環境整備が必要です。

また、市として各地域の特性、資源を生かしたまちづくりを進める上では、行政組織内における的確な情報共有や課題解決に向けた新たな体制の構築など、行政機能を強化する必要があります。

さらには、行政から地域への依頼事項についてもその在り方を見直すなど、地縁団体業務の負担軽減を図る必要があります。

2 目標の達成像

- ・ 地域自治の推進に当たり、行政がその使命、役割を果たし、必要かつ的確な支援を地域に対して行うことにより、住民組織が安定的にその力を発揮し、組織の自主自立が確立されている状態
- ・ 地域活動団体が、地域課題の解決や住民の福祉向上といった、主体的、本質的な活動に注力できている状態

基本目標 3

地域の活動拠点機能の整備・充実

1 目標設定の背景

地域活動の活性化のためには、人や情報が集まり、幅広いニーズに対応した活動拠点がが必要です。こうした場があることで、コミュニティとしてのまとまりを実感し、地域への帰属意識や住民同士の連帯感が高まることなども期待されます。

また、地域活動に対する行政支援や地域特性に応じた住民サービス、個性ある地域づくりを進める上での行政機能を充実させる面からも、地域が有する様々な施設機能等を生かした拠点づくりが必要です。

地域に最も身近な活動拠点である地域会館などは住民の交流、情報交換、そして非常時における円滑な情報伝達や活動を支える上で欠かせない場としての役割を担っており、その維持は地域の持続にとって大きな意義を持ちます。

2 目標の達成像

- ・ 地域ごとに活動拠点を位置付けることで、人が集まり、情報共有の場が確保され地域活動が活性化されている状態
- ・ 地域特性に応じた施設の機能連携により市民サービスが充実されている状態
- ・ 既存の地域会館などが、持続的な活用が図られ維持されている状態

基本目標 4

地域範囲の最適化

1 目標設定の背景

地域の範囲は、普段から交流を持つ住民同士が地域の課題を解決できることを実感できる範囲が適当であり、人口規模や生活基盤、歴史的経過・文化等による結び付きなどのほか、地域の意見も十分に踏まえながら設定することが望ましいと考えます。

一方では、学校の通学区域や除雪区域など、行政目的に応じて区域の違いもあることから、効率的、効果的な地域自治の観点から、それぞれの整合性に配慮していく必要があります。

また、人口や構成員の減少により、地縁団体が単独での維持が困難な状況においては、持続的な活動を確保するための組織の「合併・再編」も一つの選択肢として検討する必要があります。

2 目標の達成像

- ・まちづくりにおける地域の範囲とそこでの行政機能、公的なサービスの展開等について関係性が整理され、地域と行政の効果的な情報共有や、地域資源の有効活用等が進むことにより、地域活動のしやすさにつながり、また、利便性が向上している状態
- ・その地域の実情に応じて、地縁団体の活動範囲が最適化により、実施体制が確保され、組織の持続化が見込まれる状態

基本目標 5

情報共有体制の強化

1 目標設定の背景

地域自治の実効性を高めるためには、地域と行政が必要な情報を共有し、様々な活動、事業等に生かすことで、よりニーズに合った「地域づくり」を進めることが重要です。そのため、地域まちづくり推進協議会や個々の団体・組織のほか、行政が持つ地域情報等を一体的に把握し、地域の課題解決や地域活動団体が実施している様々な取組につながるような情報共有の仕組みづくりを進める必要があります。

また、地域の声を幅広く集めるとともに、行政の考え方や具体的な活動等が地域に行き渡るような体制、仕組みについても充実、強化する必要があります。

さらに、活動の負担軽減や新たな担い手の参加を促すため、市からの情報伝達の方法としてデジタル化を促進する必要があります。

2 目標の達成像

- ・ 地域情報の適切な管理・活用により、地域活動が多様化している状態
- ・ 地域と行政の間で、円滑な情報交換や意思疎通、良好なパートナーシップが構築されている状態
- ・ 地縁団体等で積極的にデジタル技術が活用され、効率的な情報共有が進み、負担軽減や新たな担い手の参画により、持続可能な地域活動が行われている状態

基本目標 6

地域活動参画に向けた環境づくり

1 目標設定の背景

地域自治の推進に当たっては、現在の担い手不足の解消や地域活動の活性化が必要であり、そのためには、住民と行政が地域活動の担い手の育成手法の検討を行うことや、より多くの住民が地域活動へ参加できるよう、時間や形式にとらわれない「現代にあわせた多様な参加」を可能とするなど、心理的・物理的なハードルを下げることで「ライフスタイルに合わせた参加」を促すための仕組みと環境を整備する必要があります。

2 目標の達成像

- ・ 年齢、性別、立場などにかかわらず多様な地域活動の場が広がり、地域づくりの新たな担い手が育つ環境が整っている状態
- ・ 各種イベントや地域活動が増え、そこに積極的に参加する者が増えるなど、地域内外で住民交流が活性化している状態
- ・ 多様な活動形態や参加方法により、誰もが自身のライフスタイルに合わせてまちづくりの主体として意識し、活動に参加している状態

【第4章】 地域自治推進の優先課題と具体的な取組

1 町内会活動の負担軽減

1 取組の方向

町内会の持続的な運営を最優先とし、行政と町内会等との適切な役割分担に基づき、行政からの依頼事項や業務の在り方について見直しを進めます。また、情報共有のデジタル化支援や、各町内会の自主的な運営改善の促進を通じて、役員の心理的・物理的な負担を軽減するための支援を進めます。

2 具体的な取組

- ・ 行政からの地域への依頼業務について、その必要性を改めて確認し、依頼頻度の見直しと依頼にかかる事務処理の改善を図ります。これにより、町内会の依頼業務に費やす時間的、物理的な負担の軽減を目指します。

- ・ 回覧板等で配布していた行政情報を市ホームページ上の専用ページに一元的に公開する仕組みを構築します。また、各種申請、届出の手続を可能な限りオンライン化することで、情報共有の迅速化を図るとともに、紙媒体による事務負担の軽減につなげます。

- ・ 活動事例や業務効率化のためのマニュアルなどの作成と提供を行います。これにより、各町内会が活動の見直しや役員の役割、任期の再設定など、自律的な組織運営の改善につながるよう活用を促します。

2 新たな担い手の育成・確保

1 取組の方向

住民のライフスタイルや価値観の多様化に対応できるよう、地域活動における多様な参加を働きかけ、地域主体で柔軟な組織運営を目指します。また、NPOや企業などの主体との連携を促進し、地域全体で新たな共助の担い手が継続的に育つ環境づくりに取り組みます。

2 具体的な取組

・町内会等が、固定された役割にこだわらず活動を細分化し、事業ごとの参加や非役員の協力できるような柔軟な組織運営の事例を作成・提供し、多様な住民が関わられる仕組みづくりを目指します。

・NPO、企業、学校などの機能的組織や専門性を持つ団体を新たな共助の担い手として捉え、地域課題と活動資源のマッチングを図り、従来の町内会活動では解決が難しかった分野横断的な課題解決を推進し、協働体制の充実に努めます。

【第5章】 地域自治推進の基本目標の取組の方向と具体的な取組

1 組織間の連携促進と機能強化

1 取組の方向

地域課題の解決には、地縁団体のみならずNPOや企業などのほか地域で活動する様々な団体の相互の連携が必要です。

地縁団体のほかNPOや学校など様々な団体が参加する地域まちづくり推進協議会などの場を通じて組織間の連携を促進し、それぞれの団体が持つ情報やノウハウを共有しながら互いに活かし合う体制を構築することにより、地域を担い持続可能な地域社会の実現を目指します。

2 具体的な取組

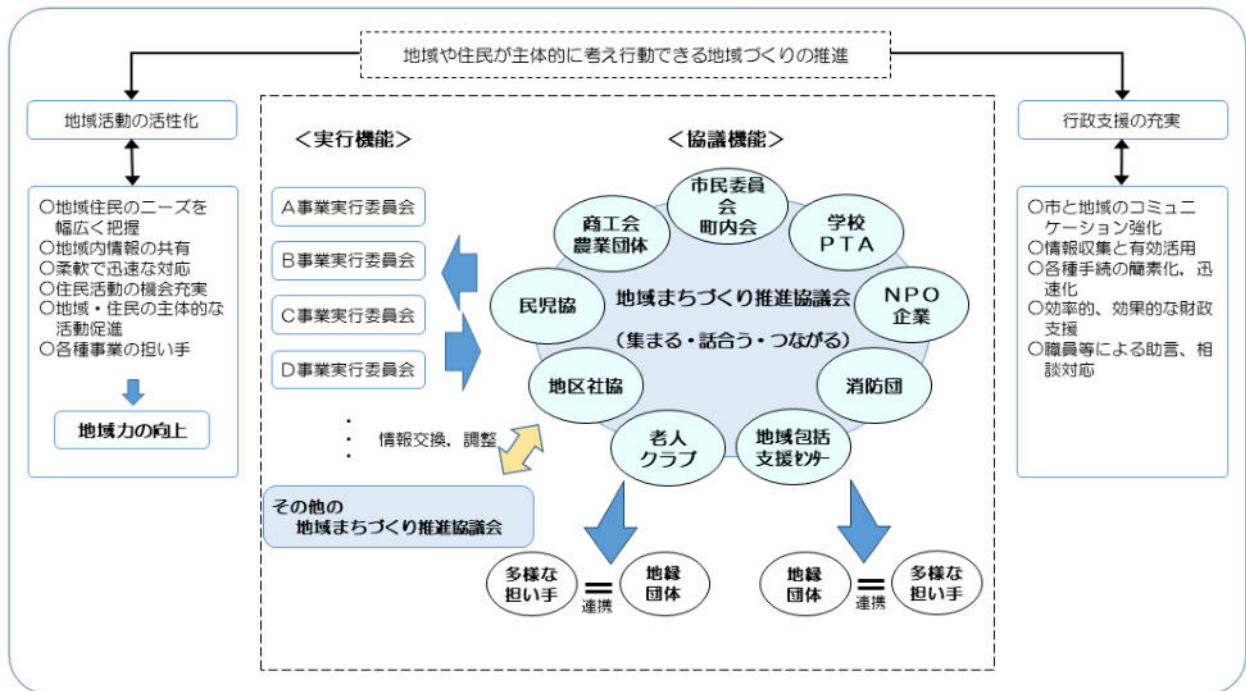
- ・町内会や市民委員会などの地縁団体のほか、地域で活動する様々な団体が参加する地域まちづくり推進協議会や各実行委員会での活動を通じて、地域内のネットワーク機能を強化し、組織間で有機的な連携を行えるよう努めます。

- ・新たな担い手の確保につながるよう、町内会、NPOやボランティア団体など様々な分野で活躍する団体、組織等から、地域活動へ多くの参画を得られるよう、活動への参加を促す啓発に努めるとともに、多様な活動主体が参画しやすい環境づくりに努めます。

【地域まちづくり推進協議会の役割】

- ・地域の声を広く集め、地域の課題を把握し、解決策を検討しながら、地域づくりの中心的な推進組織となること。
- ・地域課題の解決のほか、地域に関する理解を深める事業、地域特性や魅力を発信する事業その他地域の活性化に関する事業などを検討し、まちづくり推進プログラムへ反映すること。
- ・地域の課題や将来像などについて意見交換し、中長期的な活動計画を想定しながら、取組の優先性について検討すること。
- ・地域の外にも目を向けた多様な連携を図る中で、他の行政機関や、民間企業、学校、他の地域まちづくり推進協議会などとの情報交換を行うこと。

組織間の連携促進と機能強化のイメージ



2 行政支援と機能の充実

1 取組の方向

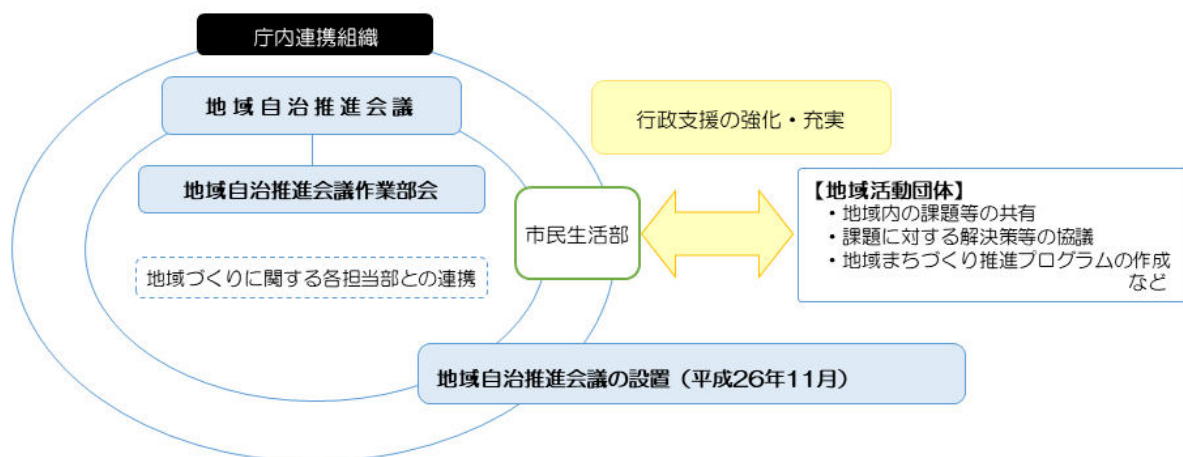
地域での主体的な活動に対する支援や機動的に活動できる環境を整備することにより地域活動の活性化を図ります。

地域自治を促進する行政組織の体制の充実を図り、効果的に地域づくり事業の展開がされるよう総合的な仕組みづくりを推進します。

2 具体的な取組

- ・ 組織間のつながりや、多様な主体との協働を促す役割（コーディネート機能）を担い、地域活動の支援や助言等の体制づくりを進めます。
- ・ 地域の主体的な活動が円滑に推進できるよう、地域づくりに関する補助や委託等の継続支援に努めます。
- ・ 地縁団体が主体的、本質的な活動に注力できるよう、行政から地域への依頼事項とその対応方法を見直し、業務の負担軽減を図ります。
- ・ 地域づくりに関する事業を効率的、効果的に行うため、庁内組織である地域自治推進会議を設置し、地域活動に資する各種制度や具体的な事業等について検討し、支援の強化・充実に努めます。

地域自治推進会議イメージ図



3 地域の活動拠点機能の整備・充実

1 取組の方向

地域活動の中核施設を地域ごとに設定し、地域が有する施設との機能連携強化を進め、人が集まり、情報共有の場となる、地域活動に係る必要な各種機能の連携体としての拠点機能の整備と充実に取り組みます。

2 具体的な取組

- ・ 地域まちづくり推進協議会の所管区域ごとに、地域づくりに関する行政支援、住民による地域活動の拠点となる機能を整備します。

- ・ 拠点施設は、支所や東部まちづくりセンターのほか、公民館や地域活動センター、住民・地区センター等、市有施設の活用を基本とし、誰もが気軽に訪れ、地域情報の収集や地域づくりに関する相談などが行える機能の整備、充実を進めます。

- ・ 地域の状況などを踏まえ、公共施設の指定管理者が、地域まちづくり推進協議会の事務局や地域づくりの支援などを担うことにより、拠点機能の充実強化を図ることも検討していきます。

- ・ 新たな地域活動団体が、地域課題の解決に向けた活動を円滑に行えるよう、既存施設の活用など、必要に応じて活動場所の確保や整備に対する支援を図ります。

- ・ 拠点施設である支所等が他施設（機能）の併設等により複合的な機能を有する場合、各機能を有効に連携させることで、情報管理体制を整備し、行政支援や地域活動の充実を図るとともに、迅速できめ細やかな住民サービスの提供に努めます。

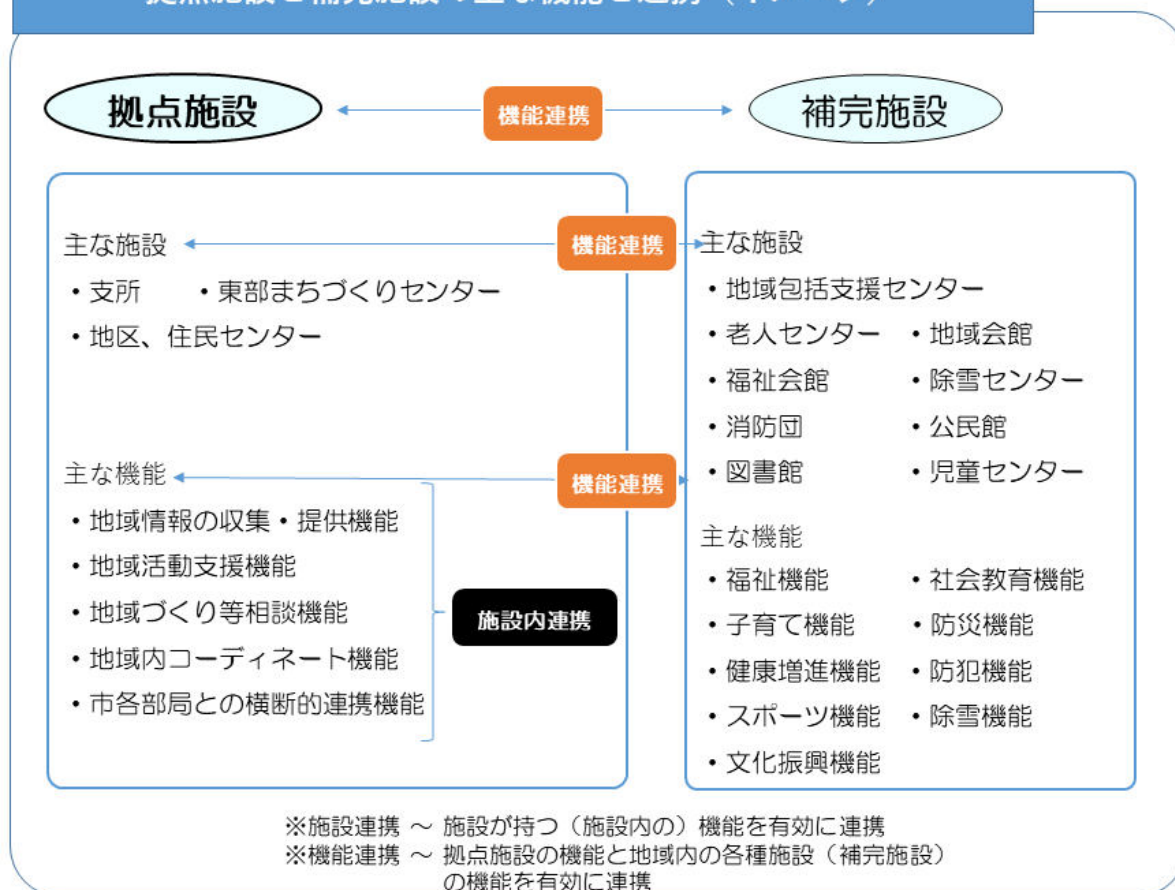
- ・ 拠点施設のほか、地域内にある様々な機能を持った各種施設を補完施設として位置付け、それぞれの施設が持つ機能を有効に連携させることで地域活動の充実を図ります。

- ・ 地域が有する施設のひとつである地域会館についても、地域の人達が気軽に集まり、地域づくりに資する活動の場となっていることから、さらに有効活用できるよう情報提供に努めます。

【地域づくり拠点施設の基本機能】

- 1 地域づくりに関する情報収集・提供機能
 - ・地域づくりに関する各種情報の収集及び提供
- 2 地域活動に対する支援機能
 - ・会議等の活動場所の提供
 - ・住民の生活環境の改善や福祉増進、活性化等に関する課題の把握と解決方策の検討
- 3 地域づくり等に関する相談機能
 - ・地域での困りごとや地域づくりに関する相談
- 4 地域内各種団体の連携に関するコーディネート機能
 - ・地域内にある各種団体の連携可能性の把握と、それに基づいた団体間連携に関するコーディネート
- 5 市各部局と地域との連携・調整
 - ・市各部局と地域との連携に関する窓口、調整役

拠点施設と補完施設の主な機能と連携（イメージ）



※ 市有施設一覧は資料編に掲載

4 地域範囲の最適化

1 取組の方向

地域の活動範囲は、住民が主体的に設定し活動することを踏まえ、地域まちづくり推進協議会や行政サービスの効率的な提供などの視点から、地域活動の活性化や行政の効率化、そして地域が一体となった事業展開につながるよう、地域範囲の最適化に努めます。

また、人口や構成員の減少により活動の維持が難しくなった地縁団体が、持続的な活動を行えるよう、合併や再編を含めた活動範囲の最適化を支援します。

2 具体的な取組

- ・地域まちづくり推進協議会の所管区域を地域づくりの基本的な範囲とし、住民組織の活動状況を勘案し、地域自治の進捗に対する評価や地域の意見を踏まえながら、最適化を図ります。

- ・地域包括支援センターの担当地域や学校の通学区域など、行政目的に応じた所管区域の一元的な実態把握を行う中で、一致しない部分についても地域活動に支障のないよう、機能連携の充実を図ります。

- ・地縁団体が持続的な活動を維持するため、合併や再編に取り組みやすくなるための環境整備を行います。

5 情報共有体制の強化

1 取組の方向

地域に関する情報を広く住民と共有しながら地域活動の持続化を推進していきます。
また、デジタル技術を活用しつつ、地域の実情に応じて従来の情報提供方法と組み合わせながら、地域と行政による地域情報の共有化を進め、広報広聴機能の強化や地縁団体における情報共有にも生かすことで、地域活動の負担軽減と新たな担い手の確保の取組につなげます。

2 具体的な取組

- ・地域づくりに関わる様々な情報を収集し、若年層を含め広く住民に共有、活用されるよう、拠点施設等における情報提供や、ホームページ、SNS等を通じた効果的な地域情報の発信に取り組みます。
- ・地域まちづくり推進協議会のネットワーク機能を生かした住民ニーズ、要望等の一元的な収集と市政情報等の効果的な発信に向けた体制や仕組みづくりを行います。
- ・地縁団体内の情報共有やコミュニケーションにおいて、デジタル技術の活用を支援し、地域活動における負担軽減や若い世代の参加を進めます。また、デジタル技術の活用にあたっては、誰もが情報に触れられる環境づくりに配慮し、デジタル・ディバイド（※）対策に努めます。

※デジタル・ディバイド

情報通信技術を使用できる人とできない人の間に生じる格差

6 地域活動参画に向けた環境づくり

1 取組の方向

新たな担い手の育成や地域活動を牽引する人材の確保を進めるため、研修事業等の充実に取り組むとともに、各種イベントをはじめとする地域活動に関わって、取り組みやすい環境づくりや参加への啓発を広く行い、こうした活動に関わる地域住民を増やすことにより、地域自治の裾野を広げるように努めます。

2 具体的な取組

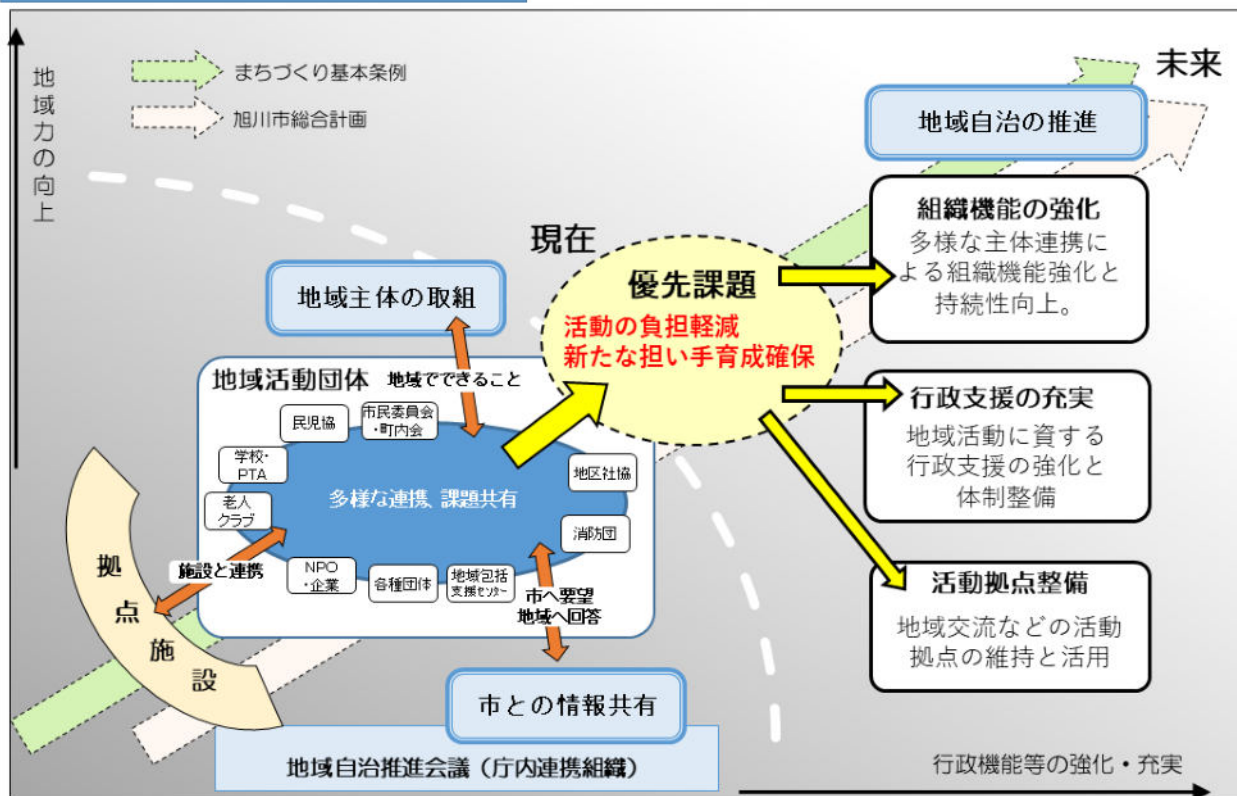
- ・地域づくりに関わる担い手の育成に向け、地域づくりに関する研修の充実や、地域活動への参画、理解促進につながる啓発活動等の充実を図ります。
- ・学校教育機関と連携し、次代を担う子どもたちを対象に、地域活動へ積極的に関わる機会を設けるなど、まちづくりへの参画意識を育てます。
- ・地域活動への参加を促すため、時間や形式にとらわれない現代にあわせた多様な参加（ライフスタイルに合わせた参加）を可能とするよう、広報手段の工夫やデジタルツールを導入等により、心理的・物理的に参加しやすい環境づくりの取組を推進します。

推進ビジョンの目標（ロードマップ）

推進ビジョンでは、優先課題として活動負担の軽減と新たな担い手育成確保を掲げつつ、地域で活動する様々な団体の強化（自主・自立した多様な団体によるネットワーク組織）を行政が支援し、地域と行政が互いの役割を持ちながら「地域自治の推進」を進めていきます。

このロードマップは、現在までの取組と今後目指すべき目標（方向性）を示しています。

ビジョンの目標（ロードマップ）



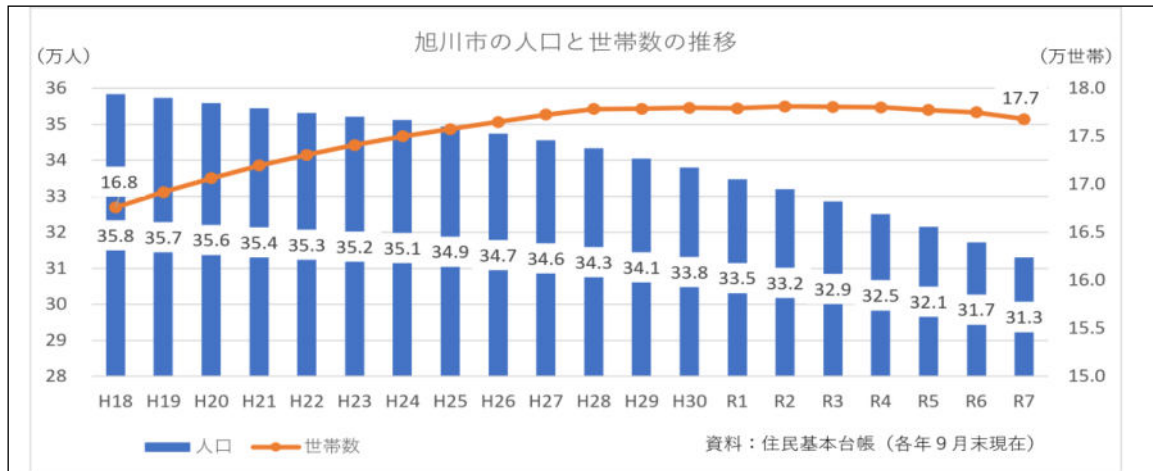
推進ビジョンの取組を進め、将来的には「地域や住民が主体的に考え行動できる地域づくりの推進」を図ることとします。

旭川市地域自治推進ビジョンにおける考え方（体系図）

※推進ビジョンにおける考え方を体系図として示しています。
詳細は、第3章～第5章をご覧ください。



参考資料編



●この20年間の人口の推移をみると平成18年以降、継続的に減少しています。

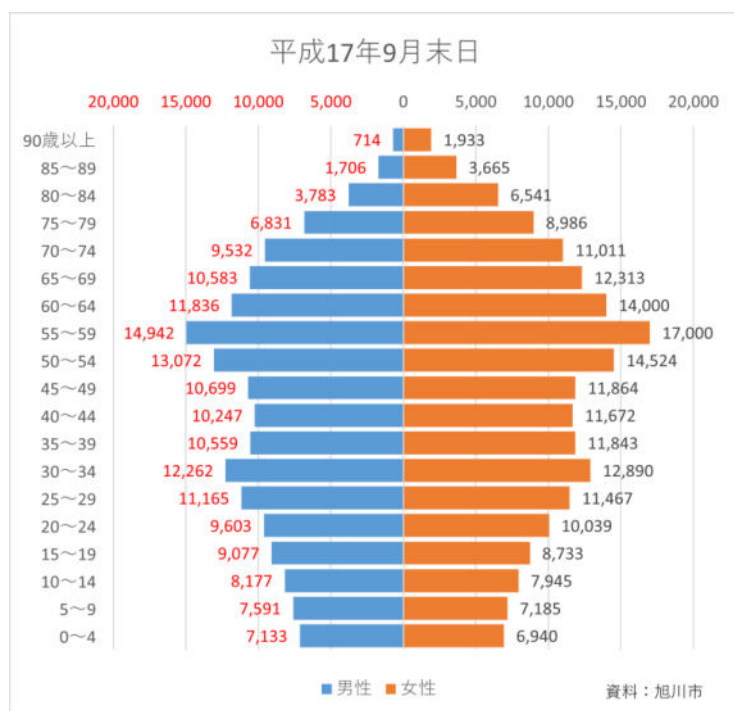
令和7年（9月末現在） 313,015人

●世帯数は、

人口減少が影響し、世帯数は横ばい（高止まり）傾向（単独世帯の増、核家族化）

（1世帯当たりの人口 平成18年 2.1人 ⇒ 令和7年 1.8人）

旭川市人口構成の推移

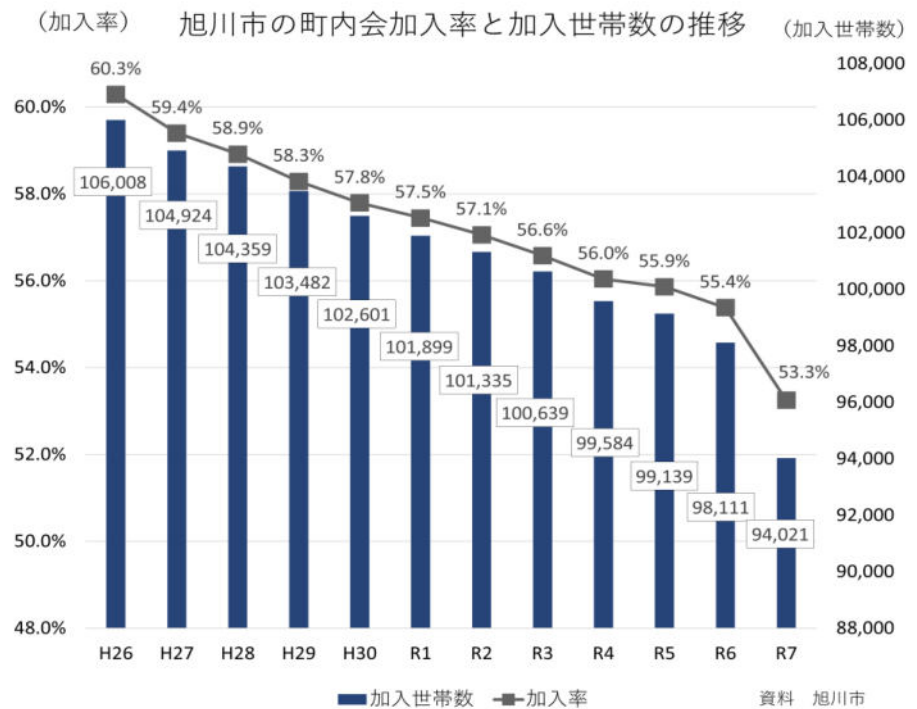


●少子高齢化の急速な進行

【年少人口（0～14歳）】 約3割減（▲33%）

【生産年齢人口（15～64歳）】 ▲28%

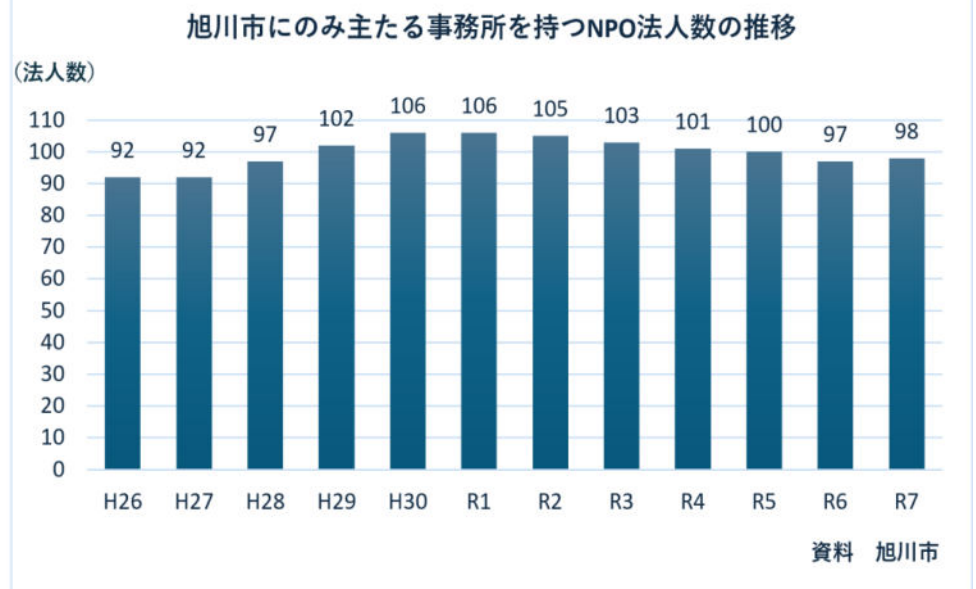
【高齢人口】 65歳以上：約1.4倍 75歳以上：約1.9倍

町内会加入率及び
加入世帯数の推移

町内会加入率及び加入世帯数の、この10年間を見ると

加入率は 60.3% → 約 53.3% 7ポイント減となっています。

加入世帯数は平成26年比で 約11% の減となっています。

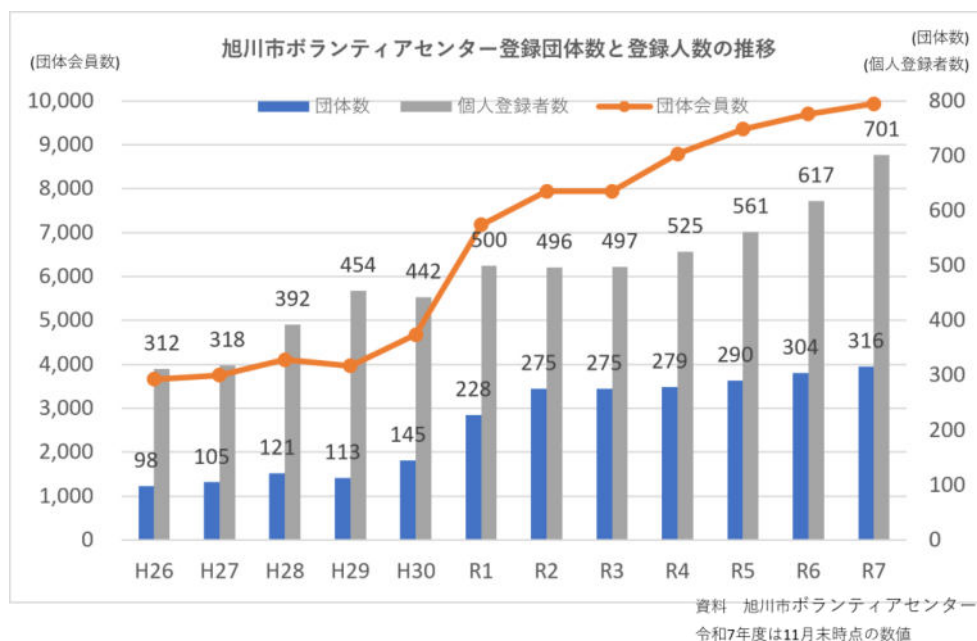
NPO法人数の
推移

NPO法人数の、この10年間を見ると

平成26年の92団体から平成30年に106団体でピークを迎えるまで増加しました。

その後は減少傾向に転じ、令和7年は98団体となっています。

ボランティア登録団体 数と登録人数の推移



ボランティア登録団体数と人数の、この10年間を見ると

登録団体数は 98 団体 → 316 団体 約3.2倍となっています。
 団体会員数は 3,656名 → 9,931名 約2.7倍となっています。
 個人登録人数は 312名 → 701名 約2.2倍となっています。

ここ数年は、団体数は横ばいの状況ですが、人数は増加傾向にあります。

3 地域別人口（地域まちづくり推進協議会 所管区域）

（令和7年4月1日現在）

協議会区分	①世帯	②人口	③5歳以下		④6～14歳		⑤15～64歳		⑥65歳以上	
				(割合)		(割合)		(割合)		(割合)
中央・新旭川	24,669	37,872	1,087	2.9%	1,947	5.1%	21,513	56.8%	13,325	35.2%
豊岡	13,126	23,054	827	3.6%	1,528	6.6%	12,735	55.2%	7,964	34.5%
東光	25,651	47,036	1,608	3.4%	3,259	6.9%	25,856	55.0%	16,313	34.7%
北星	16,854	29,325	970	3.3%	1,858	6.3%	16,404	55.9%	10,093	34.4%
末広	14,045	26,896	957	3.6%	1,910	7.1%	14,118	52.5%	9,911	36.8%
春光	8,010	14,691	433	2.9%	1,108	7.5%	8,151	55.5%	4,999	34.0%
春光台・鷹の巣	6,093	10,877	271	2.5%	676	6.2%	5,744	52.8%	4,186	38.5%
神居	16,309	28,779	851	3.0%	1,812	6.3%	14,630	50.8%	11,486	39.9%
江丹別	124	232	10	4.3%	11	4.7%	103	44.4%	108	46.6%
永山	21,953	39,956	1,227	3.1%	2,696	6.7%	22,492	56.3%	13,541	33.9%
東旭川	6,522	12,569	307	2.4%	870	6.9%	6,748	53.7%	4,644	36.9%
神楽	8,855	16,300	612	3.8%	1,236	7.6%	8,931	54.8%	5,521	33.9%
緑が丘	9,542	18,014	529	2.9%	1,289	7.2%	9,642	53.5%	6,554	36.4%
西神楽	1,443	2,668	55	2.1%	128	4.8%	1,167	43.7%	1,318	49.4%
東鷹栖	2,463	4,774	143	3.0%	339	7.1%	2,449	51.3%	1,843	38.6%
その他	908	1,058	9	0.9%	20	1.9%	940	88.8%	89	8.4%
合計(全市)	176,567	314,101	9,896	3.2%	20,687	6.6%	171,623	54.6%	111,895	35.6%

* その他の場合は春光町無番地の世帯数等となります。

* 割合については、四捨五入のため、合計が100%にならない場合があります。

健康づくり・スポーツ

東唐橋 ふまなと事業

毎月第2・4金曜日の10時から東唐橋公民館（東唐橋4-3）で、50cm四方のマス目でできた大きな線を壁と床の境界線として活用しています。壁を越えないよう、ステップを跳び越えたり、楽しく練習しましょう。



地域の支え合い・つながり

東光 ボッチャを通じて

千代田小学校の子どもの実行委員会として参加した4回りのボッチャ大会。当日は参加者の乗付、司会進行やゲームの審判を子どもたちが担いました。

小学校から60代までの高齢者まで、東光市民センターで楽しい時間をすごすのが好評です。



健康づくり・スポーツ

永山 永山健康マイレージ事業

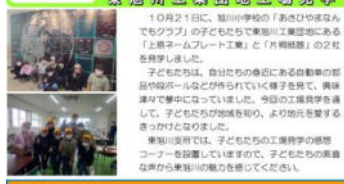


西神楽 すこやかライフ応援2024



地域資源発見・活用

東旭川 あさひやまブライド部会事業



みんなでお祭り

北星 『北の散歩道』環境保全事業



子ども集まれ

中央旭川 朝日地域食堂「ひまわり」

「みんなでご飯を食べながら、顔の見える地域の交流を！」をモットーに、2か月に1回のペースで、公民館を利用して地域食堂を開催しています。食育だけでなく、みんなで一緒に調理をして、楽しくおしゃべり、おしゃべりやゲームなど、たくさんのお楽しみを企画しています。参加してくれるボランティアが、笑顔を作ることに頑張っています。



神楽 神楽地区子ども居場所づくり事業

地域の子どもの居場所づくりを、地域や子どもたちを大切にする「子ども学習支援（学習室）」を、毎週土曜日の午前中、神楽公民館に開設しています。会場では神楽まちづくり委員会、地域の大人が見守りをしています。子どもたちは安心して勉強に取り組んでいます。



地域の防災

豊岡 消防団活動活性化事業



緑が丘 緑が丘地域防災委員会



令和6年度に各地域の実行委員会が実施した事業をピックアップして紹介するよ

旭川市市民の日、まちづくり活動 特別賞

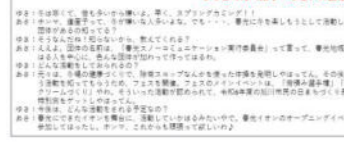
春光 春光スノーコミュニケーション事業

旭川市では、毎月1日の「旭川市の日」を記念して、より良いまちづくりに取り組む個人・団体の活動を応援する。『旭川市の日、まちづくり活動』を実施して、令和6年度は春光スノーコミュニケーション事業が特別賞を受賞しました。



交流促進 旭川ラジオ体操会

旭川ラジオ体操会では、旭川市市民の日を記念して、より良いまちづくりに取り組む個人・団体の活動を応援する。『旭川市の日、まちづくり活動』を実施して、令和6年度は春光スノーコミュニケーション事業が特別賞を受賞しました。



子ども集まれ

神居 カムイ子ども広場事業

大倉カムイミナタROMO主催「カムイコンドライト」イベントに、子ども向けワークショップと消防ブースを出展しました。子どもたちが消防車や消防士の仕事について学びました。また、消防隊員と消防士との交流も図られました。



末広 末広ふれあいスポーツクラブ

毎月第2・4金曜日の15時から18時まで、あつち（末広活動センター、末広第2分団）で地域の小学生を対象に『あつち（末広）』と『末広』の2つのスポーツクラブを開催しています。今年度は体力測定を行い子供たちの成長度合いを確認し保護者と共に共有しています。

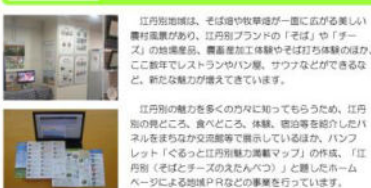


地域資源発見・活用

春光台 春光台の未来



江丹別 地域の魅力PR推進事業



「曙会ふれあい広場」事業 / 曙会

●事業概要

高齢者の居場所作りを支援する新たな取組なども行い、幅広い世代間交流を図る。

事業内容 6月6日(木) 椅子ヨガ 14:00～15:00	主な活動内容、参加人数など ・講師(札幌)の都合で、6月スタートとなった。 ・あまり響くなく、よかった。 ・今年転居されてきた方が、会員となり、参加した。 ・10名の参加だった。 
(スタッフ打ち合わせ) 7月9日(火) 16日(火) 23日(火) 30日(火) 8月1日(木)	7月から、週1回程度、準備作業を行なった。 ・夏祭りの進め方とチラシの内容について ・チラシ作成と配布 ・「ろうそく出せ」のスムーズな進め方(参加人数が多いので)について ・訪問の協力お願いとコース分けについて ・出店で使うものの作成と出店の担当分担、買い出しなど ・盆踊りの計画について
8月6日(火) 9:00～	・前日準備 電飾取り付け、棚の用意、ブルーシート、テントの準備 会場設営
8月7日(水) <ミニ夏祭り> 89名参加	16:00～17:30 ・当日準備 役員の高齢化が課題であるため、参加した子どもや大人と一緒に短冊やヨーヨー作りなどを行い、知り合うきっかけとなったと感じた。制作活動などにも参加することにより、地域活動への興味が高まりとてもよかった。
18:00～	・今年も大盛況だった。 マジックショーに参入する観客   
19:00～	・ろうそく出せスタート 参加人数が多いので、3コースに分かれて行った。 
8月8日(木) 9:00～10:00	・後片付け 盆踊りの簡単な準備 
8月18日(日) <盆踊り> 18:00～ 54名参加	16:00～17:30 ・当日準備 暑い中での焼き鳥などの準備は大変だったが、ミニ夏祭りの時にも呼びかけたので、手伝いの参加者も増え、和気藹々と進んで良かった。 ・音源に合わせて、和太鼓を叩いたり、歌んだり食べたりして花が咲いたり、楽しく終了した。   
10月17日(木) 町内会 13:00～14:00	・講師(札幌)の都合で、10月の実施となった。 ・参加者が7名だったので、輪になって楽しく実施した。 
11月14日(木) カーリンコン 14:00～15:00	・参加者が少なく残念だったが、体を動かすことができた。 
12月5日(木) しめ縄作り 14:00～15:00	・7名の参加だったが、後日「参加したかったが日にちを間違えた」と言う方がいて、来年もやってほしいとのことだった。 
12月～1月	・冬のイベントの準備(スタッフ打ち合わせ) ・チラシ配布
1月18日(土) 9:00～	・前日準備 スロープ作り、会場設営 チューブ運搬、買い出しなど
1月19日(日) <ミニ冬祭り> 11:30～13:30 48名参加	・受付後チューブ滑りを楽しもう ・ほっとタイム(豚汁、ココア)とマジックショー ・チューブ滑りを楽しもう ・天気に恵まれ、とても素晴らしいミニ冬祭りとなった。   

七つ星ごみステーションのリニューアル事業 / 啓明町内会

●事業概要

老朽化に伴い更新が必要となったごみステーションをみんなで修繕し、交流促進を図る。

七つ星ごみステーションのリニューアル事業(6台) 作業写真
 6月16日作業開始後、雨となり、作業は中断。その後、雨の降る中、作業員は各自の持ち道具で作業を進めた。6月23日まで完了して下り、その後、作業員は各自の持ち道具で作業を進めた。



七つ星ごみステーションのリニューアル事業
 啓明町内会 実施期間 2024年6月3日～6月30日
 完成写真

ソーラーランプ→

衝突防止
夜光反射材
ナカマド
キレンジャク
の貼り絵



令和6年度協働事業 活動報告

子どもまんなか！子どもの居場所づくり研修プログラム開発

旭川おとな食堂

01 背景と目的

国が示す「子どもの居場所指針」を踏まえ、おとな主催ではない「子どもが権利の主体となる居場所」の実現を目指します。そのために、居場所づくりに関わる人々の想いを尊重しつつも、一定水準の「おとな側の質の確保」を具体化する必要があると考え、研修プログラムを開発します。

この研修を通じて、居場所づくりを担う人々が「質の向上のために必要な共通言語」を獲得し、最終的に「子どもが権利を具体化できる居場所」を構築していくことを目的とします。

02 取組の流れ（プロセス）



03 実施内容（主な取組）

実施期間 | 令和6年4月18日～令和7年3月24日

A 全国の先進的な居場所づくりの事例を学ぶための視察



「石巻子どもセンター」の子どもたちの権利を基に子どもが参加して運営されている様子

B 研修プログラム開発の基礎（子どもの声の分析）



中産上へのヒアリング結果を基にしたテキストマイニング（ネガティブ事例）

C 研修会（理論編）



理論編の講義風景

D 研修会（実践編）



実践編で行われたグループワークの様子

04 成果

子どもの権利条約に基づく質の向上を目指す研修プログラムを開発（冊子完成）、参加者間で「子どもまんなか」の居場所づくりに必要な共通言語の獲得と、実践者の意識変容を促した。

05 今後の展開

今回の協働事業で開発した研修プログラムは、未来の居場所づくりを担う方々への大切な「共通言語」となりました。この成果を活用し、令和7年度以降も研修を着実に継続し、さらに充実させていきます。行政や専門職の方々との協力の輪をさらに広げながら、子どもたちの権利が守られ、子どもたちが安心して自分らしく過ごせる居場所が、地域に根付いていくよう、取り組んでいきます。

令和6年度協働事業 活動報告

アクション for アース 旭川プロジェクト

旭川環境市民部

01 背景と目的

地球規模の気候変動や、気候変動による農作物被害など旭川市特有の地域課題に対し、「環境！食！学び！次世代！のアクション for アース」をテーマに、市民の関心と行動を促進します。市との協働を通じ、「地球環境にやさしい旭川市の暮らし」を実現し、活動を国内外へ発信することで持続可能な事業とすることを目指します。

02 取組の流れ（プロセス）



03 実施内容（主な取組）

実施期間 | 令和6年4月18日～令和7年1月31日

A 気候変動メッセージブラカード作り



再利市段ボールに地球へのメッセージを描く様子

B 「アクション for アース旭川フェスティバル」



環境に配慮した物販

C 「アクション for アース旭川フェスティバル」



市民と市、団体による参加者集合写真

D 動物との共生を考える映画上映会



映画上映会後の意見交換会の様子

04 成果

- ・メインイベントには、予想を超える約180名が来場し、環境問題への関心の高まりを確認しました。
- ・参加者との情報交換を通じて、環境活動の情報共有が進み、市民と行政の協働による「地球環境にやさしい旭川市の暮らし」を実現するための土台を築くことができました。

05 今後の展開

今回の成果と繋がりを活かし、令和7年度以降も継続・発展させていきます。多様な団体や専門家との協力をさらに深め、「環境に対する行動をしたい」という市民の思いを支える体制を強化します。活動の持続可能性を大切に、地域に根差したアクションを推進していきます。

令和6年度協働事業 活動報告

夏から始めるクロスカントリースキー「旭川ローラースキーフェスティバル」開催事業
特定非営利活動法人かむいウロカン情報局

01 背景と目的

雪場の運動量低下という地域課題に対し、夏から始めるローラースキーの体験機会を提供することで、クロスカントリースキーの愛好者を増やし、豊かなスポーツライフを実現します。市内の恵まれたクロスカントリースキー環境の認知度を高め、行政や関係者との連携を通じて、「パーサーロベット・ジャパン」にも繋がる年間を通じた継続的なスポーツ環境の構築を目的とします。

02 取組の流れ（プロセス）



03 実施内容（主な取組）

実施期間 | 令和6年4月22日～令和7年3月31日

A 第1回ローラースキー体験会（7月27日）



花咲スポーツ公園 体育館前園路での様子

B 第2回ローラースキー体験会（10月5日）



東光スポーツ公園 中央園路での様子

C 第2回ローラースキー体験会（10月5日）



立て看板やのぼりを設置（活動の見える化）

D ローラースキー体験会参加者へのアンケート



参加者へのアンケート結果を基にしたテキストマイニング

04 成果

- ・第1回・第2回体験会を通じて、当初目標（100名）を超える合計152名がローラースキーを体験しました。
- ・ローラースキー体験会では、小学校世代と大人世代の未体験者の参加が得られ、アンケートによりクロスカントリースキーへの参加意欲向上を確認しました。
- ・市、旭川スキー連盟、用具製造業者など、関係者との繋がりを強化し、旭川市に整備されている恵まれたクロスカントリースキーにおける環境の魅力より多くの市民に伝えることができました。

05 今後の展開

令和7年度以降もローラースキー体験会を継続開催し、市民認知度向上とクロスカントリースキー愛好者のさらなる増加を目指します。

7 地域・機能別の主な市有施設の状況							
地区名	行政窓口	公民館	図書館	コミュニティ活動等	子育て	福祉	スポーツ
神居	神居支所 神居古澤出張所	神居公民館	神居分室	神居住民センター 忠和地区センター	神居児童センター	神居・江丹別地域包括	忠和体育館
江丹別	江丹別支所 嵐山出張所	江丹別公民館	江丹別分室		江丹別保育所		
永山	永山支所	永山公民館	永山図書館	永山ふれあいセンター 永山住民センター	永山児童センター	永山地域包括 いきいきセンター永山	
東旭川	東旭川支所	東旭川公民館	東旭川分室	旭正農業構造改善センター 東旭川農村環境改善センター		東旭川・千代田地域包括	
神楽	神楽支所	神楽公民館	神楽図書館	神楽岡地区センター	神楽児童センター	いきいきセンター神楽	大雪アリーナ
緑が丘	(神楽支所)		緑が丘図書コーナー	緑が丘地域活動センター (グリーンパル)		神楽・西神楽地域包括	
西神楽	西神楽支所	西神楽公民館	西神楽分室	西神楽農業構造改善センター			
東鷹栖	東鷹栖支所	東鷹栖公民館(隣接)	東鷹栖分室(隣接)	東鷹栖コミュニティひろば 東鷹栖農村活性化センター	地域子育て支援センター(隣接)	末広・東鷹栖地域包括	
中央・新旭川		中央公民館 新旭川公民館	中央図書館 新旭川分室	新旭川地区センター ときわ市民ホール	北彩都子ども活動センター (あそびーば)	新旭川・永山南地域包括 中央地域包括 いきいきセンター新旭川 障害者福祉センター (おびった)	大成市民センター体育館
豊岡	東部まちづくりセンター	愛宕公民館	愛宕分室	豊岡地区センター		豊岡地域包括	東豊公園体育館
東光	(東部まちづくりセンター)	東光公民館	東光図書館	啓明地区センター 東部住民センター CoCoDe	東光児童センター	東光地域包括	東地区体育センター (東光スポーツ公園)
北星		北星公民館	北星分室 北光分室	北星地区センター 市民生活館 近文生活館	北門児童センター	北星・旭星地域包括 近文市民ふれあいセンター	総合体育館 (花咲スポーツ公園)
末広		末広公民館	末広図書館 末広図書コーナー	末広地区センター 末広地域活動センター (あつまーる)			
春光				北部住民センター	春光住民児童センター	春光・春光台地域包括 北部老人福祉センター	
春光台・鷹の巣		春光台公民館	春光台分室	春光台地区センター			

- ・地域の住民活動等に活用できる施設を中心に掲載
- ・施設の機能は中核となるもので整理
- ・図書館分室は中央図書館分室
- ・「地域包括」は地域包括支援センター
- ・行政窓口の()は、地域まちづくり推進協議会の事務局を担当

旭川市地域自治推進ビジョン

平成26年（2014）年10月策定

令和 8年（2026）年 4月改訂

旭 川 市

